

東大和市男女共同参画情報誌 No.42

は一もにい

～男女共同参画社会の実現に向けて～



男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

男女共同参画情報誌「は一もにい」は、男女共同参画社会実現に向けた「道しるべ」となるような男女共同参画に関する情報を発信していきます。今号では、令和3年3月に策定した「第三次東大和市男女共同参画推進計画」についてお知らせします。

▶問合せ 地域振興課・内線1715まで。

第三次東大和市男女共同参画推進計画

市では、男女共同参画社会の実現に向けて、令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までの10年間に市が行う施策の基本的方向を明らかにした「第三次東大和市男女共同参画推進計画」を策定しました。

この計画では、職場や地域などのあらゆる場で、すべての人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現のため、3つの目標を掲げています。市では、その目標達成に向けた課題を解決するために、さまざまな施策に取り組んでいます。今号は、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」策定後、初めて発刊する男女共同参画情報誌「は一もにい」になりますので、改めて計画の概要をお知らせします。

※市のホームページ（右の二次元コードからアクセス可）に計画書を掲載していますので、併せてご覧ください。



目標 1

ともに個性と能力を
発揮できる社会の実現

男女がともに働きやすい職場環境の整備と希望に応じたワーク・ライフ・バランスが実現できる社会を目指します。

また、地域活動においては、性別や年代を問わず、あらゆる立場の人が参画し、多様な視点を取り入れ、責任を分かち合うことのできる社会を目指します。

課題 () 内は課題解決のために取り組む施策数

1. ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援 (6施策)
2. 働く場における男女共同参画の推進 (3施策)
3. 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進 (3施策)



目標 2

互いの人権を尊重できる
環境づくり

多様化する暴力に対する正しい認識を持ち、その根絶に向けて、地域・行政・関係機関が連携して取り組むことができる社会の実現を目指します。

また、生活上の困難に直面している人が、地域社会から孤立せず、自立に向けた支援を確保できる社会の実現を目指します。

課題 () 内は課題解決のために取り組む施策数

1. 配偶者等からの暴力の防止 (5施策)
2. 配慮が必要な人への支援 (1施策)
3. 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重 (3施策)



目標 3

男女共同参画社会実現
に向けた推進体制の
整備・充実

固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女平等についての意識づくりと教育の充実を進めます。

また、市役所内や審議会等政策決定過程などのあらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

課題 () 内は課題解決のために取り組む施策数

1. 男女平等の意識づくり (2施策)
2. 男女平等に向けた教育の推進 (2施策)
3. 計画の推進体制・進捗管理 (6施策)



本計画と関連のある
SDGsの目標 5



SDGsは、2015年（平成27年）に国連サミットで採択された国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）があり、目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

女性のための法律相談

女性が抱える、さまざまな問題について、女性弁護士が相談に応じます。

▶日時 毎月第3水曜日 午後2時～4時
(1件約25分間)

▶申込み 各相談日の前日までに、地域振興課・内線1715まで。